



在院者から利用者へ 呼び方の変遷

宮本孝一 老年学情報センター

櫻園通信 82 令和5年2月
東京都健康長寿医療センター
養育院・渋沢記念コーナー
連絡先: 老年学情報センター

養育院創立当初は、養育院に入居している人の対外的な呼称は**入院者・在院者・収容児**でした。

一九〇〇(明治三三)年頃からは成人を**収容者**と呼ぶようになりました。

児童については一九三二(昭和七)年救護法施行後に**被救護者**と改められました。一九三八(昭和一三)年の処務規程改正では**在院者・在院児童・院児**と改称されました。



安房分院の林間教室 明治43年(養育院六十年史より)



海浜保養所 勝山町 明治33年(養育院六十年史より)



病室

板橋分院 大正3年(養育院六十年史より)

一九四七(昭和二二)年の処務規程改正以降は**被保護者・保護を受ける者・在院者・在院児童**という言葉が使われなくなりましたが、侮蔑的な印象を与えるという批判があつて、一九六一(昭和三六)年制定の有料老人ホーム条例で**利用者**という呼称を用いることになりました。

この時は**利用者**という呼び方は有料老人ホームに限られていましたが、一九七二(昭和四七)年に特別養護老人ホームでも利用者が用いられるようになると、養育院事業全体に利用者という呼び方が定着しました。

院内生活者には一九六七(昭和四二)年から在院者手帳が交付されていましたが、一九七二(昭和四七)年からは利用者手帳と改名されました。

ただ、**利用者**という呼称は養育院の中で使用しているもので、養育院以外で作成された都の公文書には**在籍者・入所者**の呼称が使われ続けました。



東村山分院 昭和34年
(東京都健康長寿医療センター所蔵)



旧恵風寮 昭和36年(東京都健康長寿医療センター所蔵)



利用者ではなく在院者・被保護者と呼ばれていた頃
板橋構内 昭和39年
(東京都健康長寿医療センター所蔵)